定する福祉住宅体験館多目的運動ホール及び福祉住宅体験館研修室の利用料金の額で令 和元年十月一日以降の 奈良県立都市公園条例(昭和三十五年三月奈良県条例第十一号)第二十条第二項に規 利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和元年九月二十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 福祉住宅体験館多目的運動ホールの利用料金

1 多目的運動ホール利用料金

| える使用 ・ | え二分の一以下の使用 二、八二〇円床面積の三分の一を超 二、八二〇円 | の使用の一以下の、八八〇円 | 延午まで 正午まで 年前九時から | 利 |
|--------------|------------------------------------|---------------|------------------------|-----|
| 六五〇円 七、六三〇円 | 八二〇円 三、八七〇円 | 八八〇円 二、六一〇円 | で 午後五時まで 年後一時から | 利用料 |
| 百 111、11100円 | 西 六、七〇〇円 | 円四、五〇〇円 | 午後五時まで | 金 |

注 この表に定める額の一・五倍に相当する額とする。 入場料(これに類するものを含む。)を徴収する場合における利用料金は、

2 備品の利用料金

| | バレーボール用備品 | 備品 |
|---|-----------|-----|
| | 一セットにつき | 利用料 |
| _ | 一〇〇円 | 金 |

| 100年 | ーセットにつき | 電動車いすスラローム用コーン |
|------|---------|----------------|
| 1000 | 一枚につき | 体操マット |
| 100円 | ーセットにつき | 車いす卓球用備品 |
| 100円 | ーセットにつき | 視覚障害者用卓球用備品 |
| 100円 | ーセットにつき | グランドゴルフ用備品 |
| 一〇〇円 | ーセットにつき | ゲートボール用備品 |
| 100円 | ーセットにつき | ペタンク用備品 |
| 一〇〇円 | ーセットにつき | ターゲットバードゴルフ用備品 |
| 100円 | ーセットにつき | ローンボウルス用備品 |
| 一〇〇円 | ーセットにつき | バウンドテニス用備品 |
| 一〇〇円 | ーセットにつき | クロリティ用備品 |
| 100円 | ーセットにつき | ビーンボウリング用備品 |
| 一〇〇円 | ーセットにつき | インディアカ用備品 |
| 一〇〇円 | ーセットにつき | 卓球用備品 |
| 100円 | ーセットにつき | バドミントン用備品 |

| る使用の二分の一を超え | 使用 | 種 別 | |
|-------------|--------|---------------|----|
| 二、七一〇円 | 一、三五〇円 | 正午まで | 利 |
| 三、五五〇円 | 国〇六六,一 | 午後五時まで | 用料 |
| 六、二八〇円 | 四(二三)三 | 午後五時まで | 金 |